

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年11月21日

横浜市契約事務受任者
鶴見区長 渋谷 治雄

1 契約の概要

潮田町三丁目地内下水道本管緊急補修工事
管きょ補修工 一式

2 施行場所

鶴見区潮田町三丁目142番14号地先

3 契約日

令和7年10月23日

4 履行日又は履行期間

令和8年1月30日まで（予定）

5 契約金額

13,000,000円（概算金額）

6 契約の相手方（名称及び所在）

請負人 蒲工株式会社
住所 横浜市港北区新横浜2-5-12
代表取締役社長 安田 久義

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

鶴見区潮田町三丁目地内において、下水道本管が破損している状況です。すでに当該箇所に空洞化も発生しているほか、下水道本管内への土砂の流入も見られることから、今後さらなる道路陥没が発生する可能性があるため、緊急措置として下水道本管の補修工を行います。

8 契約の相手方の選定理由

蒲工株式会社は北部処理区災害時緊急病院流末枝線管きょ耐震化工事（6-1）にて、当該箇所の工事を行っているため現場状況を熟知しており、本工事に関する経験が豊富です。また災害時協力協定を締結しているため、緊急補修業者に選定しました。

9 所管課

鶴見土木事務所